

印西市国民健康保険税条例の一部改正について

改正までの経緯

令和５年に公布した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部を改正する法律」（令和５年法律第４８号）により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の一部が改正されました。

国民健康保険法の主な改正点

① 資格確認書の仕組みの整備

- ・マイナ保険証を保有していない方に申請によらず資格確認書を交付する
- ・マイナ保険証を保有していても、申請により資格確認書が交付された要配慮者について、持続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付する
- ・サイズや材質は、従来のカード型と同じ

② 特別療養費の支給の通知の仕組みの整備

- ・被保険証の廃止に伴い、短期被保険者証、被保険者資格証明書の仕組みは廃止する
- ・長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、被保険者資格証明書の交付に変えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う

◆印西市国民健康保険条例の改正内容◆

国民健康保険法の一部改正により、引用する条項の整合を図る改正と、法第１２７条第１項から被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削られることとなったため、その規定に基づく印西市国民健康保険条例第１３条からも「同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」場合を削除するもの。

◆条例改正による影響◆

有効期限の更新にあわせて被保険者資格証明書を交付していたため、被保険証の返還を求める必要がなく、過料を徴収した実績はありません。

◆附則（経過措置）の説明◆

施行日（１２月２日）前にした行為に対する罰則の適用は、従前の例による。施行日に保険証を交付されている者に対する保険証返還については従前の例によるものとし、その場合における罰則の適用は従前の例とする。（最長７月３１日までは、従前の罰則が適用される。）

用語の説明

被保険者証 (廃止)	これまでのカード型の保険証。令和 6 年 12 月 2 日に廃止されるが、すでに発行された保険証は、有効期限まで使用できる。(印西市の場合、最長で令和 7 年 7 月 31 日まで使用できる。) 12 月 2 日以降は、新規発行されず、原則としてマイナ保険証を使用することになる。
資格確認書 (新しい制度)	マイナンバーカードを持っていない人やマイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない人に交付する。 券面の内容は、これまでの保険証と大きく変更はない。
短期被保険者証 (廃止)	被保険者証の有効期限を短期に設定し、滞納者との納付相談の機会の確保を行ってきた。
被保険者資格証明書 (廃止)	特別の事情がない長期にわたる保険税の滞納者に対し、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付する。 被保険者資格証明書を交付された被保険者は、医療機関窓口で全額(10割)を支払った後に、保険者に保険給付分の償還払いを申請する。
特別療養費の支給に変更する旨の事前通知 (新しい制度)	これまでの被保険者資格証明書を交付に代えて、納付の勧奨、納付相談の機会の確保などの取組みに応じず、保険税を納付しない場合に特別療養費(10割負担)の支給を行う。 特別療養費の支給に際し、対象となる世帯に、あらかじめ事前通知を行う。
過料	かりょう、あやまちりょう 過料は刑罰ではなく行政上の秩序罰であり、市長が処分の告知や弁明の機会の付与等の手続きを経て科する。